小児慢性特定疾病医療受給者証の更新手続きについて

≪確認事項≫

現在、岡山市が交付している小児慢性特定疾病医療受給者証は、原則として令和5年12月31日で有効期間が終了します。令和6年1月1日以降も、引き続き治療が必要な患者については、更新手続きが必要です。

更新手続きをされなかった場合には、令和6年1月1日以降の医療費について公費負担は受けられません。

　なお、令和5年10月1日以降に新規申請をされた方は、新規申請日から令和6年12月31日までの受給者証を交付するため、今年度の更新申請の手続きは不要です。

**医療意見書の作成にかかる確認事項**

**（１）「医療意見書」の作成方法について**

**「医療意見書」の様式については、保護者へ送付しておりません。**各医療機関におきまして、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://w>ww.shouman.jp/disease/search/group/）からダウンロードして作成くださいますようお願いいたします。（小児慢性特定疾病対策の対象疾病一覧の最新版は、令和4年4月1日版です。）

記載にあたっては、岡山県小児慢性特定疾病審査会で統一的な審査を行うための取扱い資料「小児慢性特定疾病医療意見書の記入について」を同封しておりますので、ご参照ください。

【注意】

・全ての疾病について、必ず最新の様式をご利用ください。旧様式でご提出された場合は、新様式での作成を再度お願いすることになりますので、ご注意ください。

・**成長ホルモン治療を受けられている方については、別途「成長ホルモン治療用意見書（継続）」が必要です。**医療意見書と同様に、ダウンロードして作成してください。

・医療意見書は8月1日以降の内容を記入してください。ただし、「成長ホルモン治療用意見書（継続）」の臨床所見欄の「最近」の測定値については、**9月1日以降**の測定値を記入してください。

**（２）複数の疾病がある場合の対応について**

複数の疾病がある場合には、疾病それぞれの医療意見書が必要です。ただし、「先天性の慢性心疾患」の複数疾病がある場合には、主たる疾病名の医療意見書を作成してください。

**（３）重症患者認定について**

重症患者認定は、申請者が重症患者認定申告書を提出する必要があります。重症患者認定申告書の裏面に記載している認定基準をご確認の上、該当する場合は、医療意見書の現状評価欄「小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当」の「する」に○をつけ、具体的な症状を記載してください。

患者が身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者手帳の写しで症状が確認できるならば、医療意見書に記載がなくても手続きが可能です。

**（４）人工呼吸器等装着者認定について**

医療意見書に記載されている疾病により人工呼吸器等装着者の申請をする場合は、「人工呼吸器等装着者証明書」を医師が記載し、保護者へお渡しください。

認定基準：生命維持装置を一日中装着する必要があり、今後1年間程度に渡って離脱の見込みがなく、かつ日常生活動作が著しく制限されていること

**（５）その他**

医療意見書記載後は、記載年月日、医療機関の所在地・名称、指定医の氏名、及び指定医番号を確認の上、保護者へお渡しください。

**【参考】小児慢性特定疾病医療の医療給付について**

給付の対象となるのは、小児慢性特定疾病及び当該小児慢性特定疾病に付随して発生する傷病に関する医療費のうち、以下の費目です。

（１）診察

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）医学的処置、手術及びその他の治療

（４）居宅における療養生活上の管理及びその治療に伴う世話及び看護

（５）病院又は診療上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護

（６）移送費

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階層区分 | 階層区分の基準 | 負担上限月額：２割，外来＋入院＋薬代＋訪問看護 |
| 一般 | 重症※1又は高額かつ長期※2 | 人工呼吸器等装着者 |
| 生活保護等 | － | ０ | ０ | ０ |
| 低所得Ⅰ | 市町村民税非課税（世帯） | 世帯年収80万円以下 | 1,250 | 1,250 | 500 |
| 低所得Ⅱ | 世帯年収80万円超 | 2,500 | 2,500 |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税課税以上7.1万円未満 | 5,000 | 2,500 |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税課税7.1万円～25.1万円未満 | 10,000 | 5,000 |
| 上位所得 | 市町村民税課税25.1万円以上 | 15,000 | 10,000 |
| 入院時の食費※3 | １／２自己負担（生活保護は自己負担なし） |

※ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象とされている疾患（血友病など）患者は自己負担なし

※1　重症患者：重症患者認定基準に該当する場合

※2　高額かつ長期：小児慢性特定疾病支給認定以降の疾病に係る総医療費について、ひと月に5万円を超える月が、申請月を含む直近12ヵ月のうちに6回以上ある場合

※3　入院時食事（生活）療養費は、平成28年4月1日以降も据え置きになっています。

更新手続きについてのご案内、各種申請書様式、特例の認定基準等につきましては、岡山市の「小児慢性特定疾病について」のホームページにも掲載しております。

下記URLにアクセスするか、「岡山市　小児慢性特定疾病医療」で検索してください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015219.html>